

## 試験研究機関評価委員会条例

### （設置等）

- 第一条 知事の諮問に応じ、経済商工観光部、農政部及び水産林政部が所管する試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）の試験研究業務及び運営について知事が自ら行う評価に関し調査審議するため、宮城県試験研究機関評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、前項に規定する事項に関し知事に意見を述べることができる。

### （組織等）

- 第二条 委員会は、委員十五人以内で組織する。
- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### （委員長及び副委員長）

- 第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

- 第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （部会）

- 第五条 委員会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。
- 一 工業関係試験研究機関評価部会 工業分野の試験研究機関の試験研究課題及び運営に関すること。
  - 二 農業関係試験研究機関評価部会 農業分野の試験研究機関の試験研究課題及び運営に関すること。
  - 三 林業関係試験研究機関評価部会 林業分野の試験研究機関の試験研究課題及び運営に関すること。
  - 四 水産業関係試験研究機関評価部会 水産業分野の試験研究機関の試験研究課題及び運営に関すること。
- 2 委員会に、前項の規定により部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置く。
- 3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、委員長が指名する。
- 5 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 6 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前二条（第三条第一項を除く。）の規定は部会について準用する。
- 7 所掌事項については、部会の議決をもって委員会の議決とする。

### （委任）

- 第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。
- 2 及び3 （略）

#### 附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

#### 附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。